

個人情報の取扱いについて

男鹿市ふるさと納税寄附金推進協力事業者（以下「協力事業者」という）の募集にあたり、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の保護及び管理に関し以下の事項を遵守するものとする。

（個人情報の取扱い）

第1条 協力事業者は、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報は厳重に取扱うとともに、返礼品の発送のためだけに利用しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 協力事業者は、返礼品の発送の従事に当たって知り得た個人情報を、配達業務に従事する者を除き他に漏らしてはならない。ただし、配達業務に従事する業者であっても配達業務に必要な個人情報を提供してはならない。

2 前1項の規定は、協力事業者でなくなった場合においても、同様とする。

（目的外の収集又は利用の禁止）

第3条 協力事業者は、返礼品の発送以外の目的で個人情報の収集又は利用をしてはならない。

（第三者への提供の制限）

第4条 協力事業者は、個人情報が記録された資料等（以下「個人情報記載資料」という。）を、配達業務に従事する者を除き甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、配達業務に従事する業者であっても配達業務に必要な個人情報を提供してはならない。

（複写等の禁止）

第5条 協力事業者は、個人情報記載資料を返礼品発送業務の範囲を超えて甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6条 協力事業者は、個人情報記載資料を毀損及び滅失することがないように適正な管理に努めなければならない。

（報告等の義務）

第7条 協力事業者は、個人情報記載資料の内容を漏えいし、毀損又は滅失した場合は、男鹿市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。